

### 3. 消費者団体訴訟制度とは

内閣総理大臣が認定した「消費者団体」が、消費者に代わって事業者に対して訴訟等を行うことができる制度をいいます。

民事訴訟の原則的な考え方では、被害者である消費者が、加害者である事業者を訴えることとなりますが、①消費者と事業者との間には情報の質・量・交渉力の格差があること、②訴訟には時間・費用・労力がかかり、少額被害の回復に見合わないこと、③個別のトラブルが回復されても、同種のトラブルがなくなるわけではないことなどから、内閣総理大臣が認定した「消費者団体」に特別な権限を付与したものです。

具体的には、事業者の不当な行為に対して、内閣総理大臣が認定した『適格消費者団体』（※1）が、不特定多数の消費者の利益を擁護するために、差止めを求めることができる制度（差止請求）と、不当な事業者に対して、適格消費者団体の中から内閣総理大臣が新たに認定した『特定適格消費者団体』（※2）が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる制度（被害回復）があります。

（出典：消費者庁ウェブサイト）

※1：KC's は、2007年8月23日、『適格消費者団体』に認定されました。

※2：KC's は、2017年6月21日、『特定適格消費者団体』に認定されました。

☆「消費者団体訴訟制度」（制度の概要、差止請求、被害回復、全国の適格消費者団体、特定適格消費者団体など）について、さらに詳しくは、以下のURL（政府広報オンライン）をご参照ください。

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201401/3.html>